

民事法（民法・商法）問題紙

B日程

平成 17 年 3 月 6 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は全 9 ページである。

科 目 名	ページ
民 法	1
商 法	2 ~ 6

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚数	配点
民 法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商 法	1 枚	80 点
合 計	3 枚	200 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

民 法

(配点 120 点)

問題 1 (60 点)

美術品収集家である甲は、昵懇にしている乙の所蔵するA画家作との鑑定書のついた油絵を入手したいと考えており、その旨を乙に伝えていた。甲が海外滞在中に、乙がその油絵の買い手を探していることを聞き及び、甲自ら交渉することができないために、丙に対して、乙と交渉して代金 500 万円以内であればその油絵を買い受けるよう依頼した。丙は、甲の依頼を代金 700 万円以内で買い受けることと誤解して、乙に対して、甲のためにその油絵を 700 万円で買い受ける意思表示をし、乙の承諾を得て代金 700 万円を乙に支払った。甲は、帰国後に事情を知ったが、その油絵取得に満足していた。その後、甲は、丁からその油絵を売り渡すよう懇願され、A画家作の油絵として代金 800 万円で丁に売却し、代金 800 万円を受領した。契約締結当時、甲には、ガラクタの美術品以外にめぼしい財産はなく、美術品収集のために多額の債務を負っており、受領した代金はその債務の一部に充当した。丁がその油絵の鑑定を依頼したところ、B画家作のものであり、その価値も 100 万円程度のものであることが判明した。このことを知った甲は、甲の財産状態を知っている乙に対して、もともとA画家作と考えていたが、すでに丁に売却したものであり、乙との間で事を荒立てたくないから不問に付す旨を告げた。

この設例における甲、乙、丁の法律関係について論じなさい。

問題 2 (60 点)

取得時効と登記をめぐる判例理論を概観し、それらを論評しなさい。

商 法

(各問 10 点計 80 点)

答案作成上の注意事項

各問題における 5 つの記述の正・誤を考えるに当たって、見解が分かれている場合には、最高裁判所の判例の立場によりなさい。また、その判例がない場合には、多数説の立場によりなさい。

問題 1 株主総会に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せは、下記の 1～5 のどれか。

- ア 年 2 回利益の配当をする会社は、毎年、定時総会と臨時総会を各 1 回招集しなければならない。
- イ 議決権を有しない株主に対しては、株主総会の招集通知を発することを要しない。
- ウ 招集権者による招集がなくても、株主全員が開催に同意して出席すれば、株主総会は適法に成立する。
- エ 株主総会の決議事項につき、総株主が書面をもって提案内容に賛成の意思を表示すれば、会議を開催しなくても、総会決議があったものとみなすことができる。
- オ 株主総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、本店の所在地以外の地に招集することはできない。

1 アイ 2 イウ 3 ウエ 4 エオ 5 アオ

問題 2 AがBを受取人として振出し、次いでBがCに裏書譲渡した確定日払の約束手形に関する次のア～オの記述のうち、誤りのあるものはいくつあるか。

- ア Bが裏書に条件を付したならば、AはCの手形金請求を拒むことができる。
- イ 営業をなすことの許可を受けていない未成年者Aが、法定代理人の同意なしにこの手形を振出し、Bに対してこの手形の振出行為を取消した場合、AはCの手形金請求を拒むことができる。
- ウ AがBに対して振出の原因関係に基づく抗弁を有し、手形金の支払を拒むことができるならば、Aは、原則として、Cに対してもこの抗弁を主張して手形金の支払を拒むことができる。
- エ AがBに対して振出の原因関係に基づく抗弁を有し、手形金の支払を拒むことができる場合において、Bの裏書が満期後になされたものであるならば、Aは、Cに対しても、常にこの抗弁を主張して手形金の支払を拒むことができる。
- オ 売買代金支払のためにこの手形の裏書譲渡を受けたCが、Bから売買代金債権の完済を受けた場合においても、Aはこの手形を所持するCの手形金請求を拒むことができない。

1 1つ 2 2つ 3 3つ 4 4つ 5 5つ

問題 3 取締役の第三者に対する責任に関して、最高裁判所の判例（それがなければ多数説）の立場と異なるものを1つ選びなさい。

- 1 取締役は、代表取締役の業務執行について監視義務を負い、その監視義務違反に基づいて商法 266 条の 3 の責任を負うことがある。
- 2 取締役の第三者に対する責任に関して、その第三者に生じた損害については、取締役の任務懈怠行為と相当因果関係に立つかぎり、直接損害と間接損害とを問わないと解されている。
- 3 取締役の第三者に対する責任の性質は、特別の法定責任である。
- 4 取締役の第三者に対する責任の立法趣旨は、取締役の責任軽減を目的とするものである。
- 5 取締役の第三者に対する責任は、不法行為と成立要件が異なるから、不法行為責任と競合すると解されている。

問題 4 支配人に関する次の 1～5 の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 支配人は、営業主の許諾がなければ、自ら営業をなし、会社の無限責任社員や取締役になり、または他の商人の使用人になることができない。これを支配人の精力分散防止義務という。
- 2 共同支配人の選任およびその変更は、これを置いた本店または支店の所在地において、登記することを要する。
- 3 表見支配人とは、特定の商人に従属して、その対外的な営業上の業務を補助する商業使用人の典型であって、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する者である。
- 4 支配人は、営業主の許諾がなければ、自己もしくは第三者のために、営業主の営業の部類に属する取引をなすことができない。これを支配人の競業避止義務という。
- 5 支配人の行為が、営業主の営業に関するものであるかどうかは、その行為の性質を客観的に観察して決すべきであるとされる。

問題 5 株主の議決権に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せは、下記の 1～5 のどれか。

- ア 決議につき特別の利害関係を有する株主は、議決権を行使することができない。
- イ 議決権制限株式にして、かつ議決権を行使することができるいかなる事項についても議決権がないものと定められた種類の株式のみを有する株主も、株式会社から有限会社への組織変更の決議については、議決権を行使することができる。
- ウ 会社は、定款をもって、議決権を行使する株主の代理人は当該会社の株主に限る旨を定めることができる。
- エ 2 個以上の議決権を有する株主は、法定の手続きに従えば議決権の不統一行使をすることができるが、会社は、信託の引受けを理由とする不統一行使を拒むことができる。
- オ 議決権制限株式にして、かつ議決権を行使することができるいかなる事項についても議決権がないものと定められた種類の株式のみを有する株主も、取締役に対し法定の手続きに従い、一定の事項を株主総会の会議の目的とすべきことを請求することができる。

1 アイ 2 イウ 3 ウエ 4 エオ 5 アオ

問題 6 手形と小切手に関する次のア～オの記述のうち、誤りのあるものはいくつあるか。

- ア 確定日払の手形の支払呈示期間は、満期日とこれに次ぐ 2 取引日である。
- イ 小切手の支払人は銀行に限られ、信用金庫などは支払人となりえない。
- ウ 為替手形や小切手の支払人は、引受をすることにより為替手形・小切手の支払をする義務を負うことになる。
- エ 手形と小切手においては、満期の記載は必要的記載事項であるが、この記載を欠く場合、一覧払のものとなされる。
- オ 手形や小切手に利息の約定を記載した場合、この記載は有益の記載事項である。ただし、確定日払と日付後定期払のものについては、無益の記載事項である。

1 1つ 2 2つ 3 3つ 4 4つ 5 5つ

問題 7 株式会社における取締役の選任・終任に関する次の 1～5 の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 取締役の選任は株主総会の普通決議によってなされるが、定款の定めによって、その定足数を総株主の議決権の 5 分の 2 とすることはできる。
- 2 2 名以上の取締役を同じ株主総会で選任する場合、各株主は累積投票によるべきことを請求することができるが、会社は定款をもってこの制度を排除することができる。
- 3 商法 497 条の規定に違反して実刑判決を受けた者は、取締役の資格を失い、その刑の執行を終わらした日から 2 年が経過するまでは、取締役になることができない。
- 4 取締役は、何時でも株主総会の決議により解任され得るが、その決議は特別決議によらなければならない。
- 5 法律または定款所定の取締役の員数が欠けたときは、遅滞なく後任の取締役を選任しなければならないが、その場合、解任された取締役は、後任者が就職するまでの間、なお取締役の権利・義務を有する。

問題 8 次のア～オの法人のうち、最高裁判所の判例（それがなければ多数説）によれば、商人性を有すると認められる法人はいくつあるか。

- ア 札幌市
- イ 日本生命保険相互会社
- ウ 北海信用金庫
- エ 学校法人北海学園
- オ 空知土地改良区

1 1つ 2 2つ 3 3つ 4 4つ 5 5つ